

電力、ガス、食料品等 価格高騰重点支援給付金 について



電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担が増す中で、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり3万円を支給する給付事業を実施しています。

対象者

令和5年6月1日現在において下田市に住民登録がされている方で、世帯全員の令和5年度分の住民税（均等割）が非課税である世帯。

※住民税（均等割）が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外

給付額

対象世帯1世帯につき3万円
※1世帯1回限り。他市町で

受給した場合は、対象外。

手続方法

対象世帯の世帯主に「確認

書」が市から8月中旬に送付されています。内容を確認していただき同封の返信用封筒で返送してください。

受付期限 11月15日（水）

その他

- ・受付期限までに申請されなかった場合は、支援給付金の受給を辞退されたものとみなします。
- ・申請書の記入誤り等で振込が完了せず、市が申請・受給者（代理人を含む）に連絡・確認ができない場合には、当該申請を取り下げられたものとみなします。
- ・住民税の未申告者がいる世帯については、この支援給付金の支給対象外となりますのでご注意ください。収入申告をして、世帯全員の住民税（均等割）が非課税となれば対象となります。
- ・支援給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。

- ・本給付金は、法令により非課税及び差押禁止等の取扱いになります。

受付時間 平日9時～17時

受付・問合せ先

市役所別館給付金受付窓口

☎22571

近くて便利な年金相談



年金相談では、三島年金事務所職員が厚生年金、遺族年金の請求や、年金額の照会などの手続を行います。

年金制度や年金請求手続等

について相談のある方はぜひご利用ください。

※予約が必要です。

出張年金相談日程表

| | | |
|----------------------|-------|-------|
| 相談時間：9時～12時・13時～14時 | | |
| ※上記の時間帯の中から30分間隔で受付。 | | |
| 場所：市民文化会館大会議室等 | | |
| 10月 | 11月 | 12月 |
| 満席 | 8日（水） | 7日（木） |
| 1月 | 2月 | 3月 |
| 17日（水） | 7日（水） | 7日（木） |

相談時に必要なもの

身分証明書・基礎年金番号のわかるもの

その他必要書類については予約時にお伝えします。

予約・問合せ先

市民保健課国保年金係

☎23922
(窓口③)

子ども医療費助成制度について



市では、子どもが病気やけが等により医療機関を受診した際にかかる医療費を助成しています。

対象者

下田市に住民登録があり、健康保険に加入している高校生3年生までの子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）

※健康保険に加入していない方、生活保護受給世帯の方は対象外です。

助成内容

保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が助成します。

※保険適用外の診療費用については助成対象外です。

利用方法

健康保険証と受給者証を合わせて医療機関・薬局の窓口提出してください（毎回提出が必要）。

こんなときは申請が必要です

【償還払い（医療費の助成）】

次に該当する場合、受診した日から1年以内に申請をす

ることで、医療費が助成される場合があります。

領収書類等を持参の上、福祉事務所社会福祉係（窓口⑥）で申請してください。

・県外で診療を受けたとき

・健康保険証及び受給者証を持たずに受診したとき

・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき

・保険給付に準じて行われる柔道整復師及び鍼灸師の施術を受けたとき

こんなときは届出が必要です

・加入している健康保険証に変更があったとき

・住所、氏名・保護者の変更があったとき

・受給者証を紛失・汚損したとき

・子どもが就労・婚姻したとき

受給者証は毎年10月に

更新されます

9月末までに案内通知及び新しい受給者証を郵送します。記載内容と異なる点がある場合は、届出が必要となりますので福祉事務所（窓口⑥）へお越しください。

申請・問合せ先

福祉事務所社会福祉係

☎22216
(窓口⑥)